

中国深セン
深セン市羅湖区
深南東路5002号
地主商業センター12階1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海
上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号棟6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京
北京市東城区
灯市口大街33号
国中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北
台北市大安区忠孝東路
四段142号3階-3
郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール
セシルストリート138号
セシル・コート13階1302室
郵便番号: 069538
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク
ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

パナマ民間財団パート 10 — パナマ私益財団の年次更新と維持

パナマ会社と類似し、パナマ私益財団は独立した法人ですが、毎年政府に年次申告書、会計記録又は財務諸表を提出する必要がありません。さらに、年次株主総会の開催も不要です。

パナマ私益財団の評判を維持し、法的地位や資格を更新するために、財団は毎月 1,400 米ドル以上の年間維持費を支払う必要があります。具体的には以下の通りです。ご参照ください。

順番	サービス内容	金額(米ドル)
年間維持費		
1	政府の特許税(1 年間)	400
2	パナマ登録住所サービス(1 年間)	500
3	設立代理人サービス(1 年間)	500
	合計	1,400

1. 政府の特許税 (Government Franchise Tax)

全ての民間財団は、毎年パナマ会社登記所 (Public Registry of Panama) に特許税 (tasa unica) を納付する必要があります。財団は当該税金を納付しなかった場合、公共登記所に登録されている情報を変更することができず、取締役 (理事) 在職証明書又は良好存続証明書 (Certificates of Good Standing) を取得することもできません。

2. 登録住所サービス (1 年間)

パナマ財団の登録住所はパナマにある必要があり、且つ財団の行動憲章 (定款に相当する) に記載されなければなりません。財団の登録住所の要件に該当するために、啓源は 1 年にわたるパナマ住所を提供します。

3. 設立代理人サービス (1 年間)

啓源は 1 年にわたる設立代理人サービスを提供し、財団を代理してパナマ公共登記所に関する全ての事項に対応します。また、代理人は財団の秘密保持のため、捺印済みの行動憲章を開示しないように保存します。

上半期(1 月 1 日から 6 月 30 日まで)に登録された民間財団は毎年の 5 月 31 日前に年間維持費を支払う必要があり、下半期(7 月 1 日から 12 月 31 日まで)に登録された民間財団は毎年の 11 月 30 日前に年間維持費を支払う必要があります。

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com,

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com

